

財務省告示第二百八号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五條第十一項の規定に基づき、
 平成十八年四月二十五日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

平成十八年五月十二日
 財務大臣 谷垣 禎一

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 |
|------------------------|--|---|---|---|----------|---------------|---------------|--|
| 名称及び記 号 | 発行の根拠 | 法律及びそ の条項の適 用等 | 発行方法 | 募入決定の 方法 | 発行額 | 払込金額 | 最低額面金 | 振替単位 |
| 利付国庫債券（二十年）（第四十 三回） | 国債整理基金特別会計法（明治 三十九年法律第六号）第五條第 一項 | 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 | 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 | 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当ててからその応募額を順次 額面金額で千億円 | 千九十八億五千円 | 五万九千八百五十八万五千円 | 五万九千八百五十八万五千円 | 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと |

十四
利
子

（ただし、当該国債を発行時
に、おいて、当該国債を非
居者に算出し、又は、外
国法人が適用を受ける所
得税の税率を乗じた金額）
を控除する。第
十号に規定する発行日後の
発行対象国債の支払期
と、し、各支払期において、
算式により算出した金額を
う。ただし、支払期が銀行
休業日であるときは、その
翌営業日支払うこととし、
日支払うこととする。す
る期日については同じ。

政務省
発行対象国債の償還利率
× 政
務省
発行対象国債の利率
/ 100 × 1
/ 2

十五
十六
十七

償還期限
償還金額
入札の基
準とする
各発行対
象国債の
象国債の
利回り支
元利金の
払場所
入札参加
者
払込期日

平成三十一年九月二十日
額面金額百円につき百円
平成十八年四月二十日付で
証券業協会が発表した公
頭売買参考統計表に掲載
た各発行対象国債の平均
利回りとする。

十八
十九
二十

日本銀行
財務大臣から通知を受けた者
平成十八年四月二十五日